

【要点比較表】

	湖南省障がい者 計画 (第3次)	湖南省障がい 福祉計画 (第7期)	湖南省障がい児 福祉計画 (第3期)
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
主務官庁	内閣府 政策統括官	厚生労働省 社会・援護局	
位置づけ	障がい者のための施策 に関する基本的な計画	障がいサービス等の 提供体制の確保に関 する計画	障がい児通所支援等 の提供体制の確保に 関する計画
計画期間	令和3年度から令和8 年度	令和6度から令和8 年度	令和6度から令和8 年度
計画の 内容	障がい者施策の基本的 な事項や理念を定める もの ○一人ひとりの発達・ 成長の支援 ○社会参加、就労支援 ○生活の支援 ○地域共生社会の実現	令和8年度までの数 と目標を設定 ○訪問系サービス ○日中活動系サービ ス ○居住系サービス ○相談支援 ○地域生活支援事業 ★サービス提供に関 する3年間の実施計 画	令和8年度までの数 と目標を設定 ○障がい児通所支援 ○障がい児相談支援 ★サービス提供に関 する3年間の実施計 画

【根拠法令】

<障がい者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

同条第 6 項

第 11 条

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

同上第 36 条第 4 項

第 36 条

4 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

1 市町村障害計画に関し、第 11 条第 6 項に規定する事項を処理すること。

2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

<障がい福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条

第 88 条

市長村は、基本方針に即して、障害サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

同条第 9 項

第 88 条

9 市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

同上第 11 項

第 88 条

11 市長村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第 2 項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

【計画策定の体制と方法および手順】

- (1) ・障がい者福祉に関する意識調査（アンケート）を実施
意識調査（アンケート）は、障害のある人、障害のある児童の保護者等を対象に実施します。
調査地域：湖南省全域
基準日：令和 5 年 5 月 1 日
・関係団体への意向調査（ヒアリング）を実施
障がい者等に関わる団体から現施策に対する意見を聴取します。
関係団体：10 団体
- (2) 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会運営規則（平成 25 年規則第 15 号）に基づき、策定委員会を設置し、意識調査の結果に基づき計画策定の協議を行います。
構成員：22 名
学識経験者（障がい福祉・医療・人権）、関係団体の代表者、福祉事業者、市民（当事者・自治会・公募）、地域福祉従事者
雇用機関関係者、教育機関関係者
委員会実施回数：5 回
- (3) 意識調査（アンケートおよびヒアリング）の結果の集計・分析や計画策定のための情報収集・分析、計画（案）作成補助等の業務を専門事業者へ委託します。
- (4) 計画（素案）については、広報やホームページ等を通じてパブリックコメントを実施します。
- (5) 計画の最終（案）については、議会（令和 6 年 3 月議会）へ報告します。

【策定スケジュール】

- ・資料 2 のとおり